○環境省令第九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

環境大臣　山口　壮

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、一六八人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、一〇三人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、二七一人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、一三一人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、〇八九人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、一一〇人 /

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省訓令第１号

訓　令

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和４年３月25日

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官692人を置く。 ［２～４　略］	（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官702人を置く。 ［２～４　同左］

検事総長
検事長
検事正

法務大臣　古川　禎久